

## 花巻市特別職報酬等審議会会議録

平成26年11月20日(木) 午後2時30分から午後3時10分

### 出席者(委員)

花巻商工会議所会頭	宮澤啓祐	花巻市社会福祉協議会会長	高橋 勲
	(代理 三國慶耿)	花巻工業クラブ会長	藤沼弘文
花巻市医師会会長	大沼一夫	連合岩手花巻北上地域協議会副議長	谷藤和彦
花巻市地域婦人団体協議会顧問	平賀喜代美	岩手銀行花巻支店長	佐々木 安浩

### 事務局

総合政策部長 八重樫和彦 総務課長 布臺一郎 同課長補佐 古川昌 同上席主任 鎌田博之

### 報道機関

2名(岩手日報、岩手日日)

#### 1 開会(司会進行:布臺課長)

委員の委嘱、審議会の成立を宣言(委員9名中7名出席 うち1名代理出席)

#### 2 市長あいさつ ◆上田市長

お忙しい中、花巻市特別職報酬等審議会にお集まりいただき感謝申し上げます。

本日は、「議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について」と「市長、副市長及び教育長の諸手当について」ご審議をいただきたいと存じます。

本年の人事院勧告では賞与0、15月のプラス勧告が行われた訳ですが、他市の動向とこれまでの経緯を踏まえて据え置きで考えています。また、諸手当においても、これまでと同額の支給としてよろしいか皆様のご意見を伺いたいと存じます。

#### 3 会長互選について

##### ○藤沼委員

前会長の高橋勲委員を推薦したい。

##### ○委員一同

異議なし。

#### 4 会長職務代理委員の指名について

##### ●審議会(高橋会長)

花巻市特別職報酬等審議会条例(以下、「条例」)第4条第3項の規定に基づき、会長が指定することとなっているので宮澤啓祐委員を指名します。

#### 5 諮問

##### ●審議会(高橋会長)

協議に入る前に委員の皆様にお諮りいたします。審議会等の会議は「花巻市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則として公開することとしておりますが、内容を公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがある場合等は、審議会の決定により一部を非公開とすることができるものであります。いかがいたしましょうか。

##### ○委員一同

異議なし。

●審議会（高橋会長）

本審議会は公開いたします。よろしくお願ひします。

◆諮問（上田市長）

条例第2条の規定に基づき、「議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当」と「市長、副市長及び教育長の諸手当」について、貴審議会の意見を求めます。（高橋会長へ諮問書を手交）

（上田市長退席）

6 協議

●審議会（高橋会長）

協議に入ります。関係資料等について事務局より説明をお願いします。

◇事務局（古川補佐）

本日の審議の対象は、「議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当」と「市長、副市長及び教育長の諸手当」についてです。

これまでの給与制度の改正を踏まえて説明いたします。

以下の事項について説明（別添資料のとおり）

- 1 過去の給与勧告と実施状況
- 2 期末手当の支給状況
- 3 報酬等にかかる法体系と支給額
- 4 報酬等の支給額（年収ベース）
- 5 花巻市特別職報酬等審議会条例  
追加資料 期末手当等及び期末手当の推移

●審議会（高橋会長）

事務局の資料説明について、ご質問がありますでしょうか。

○委員一同

特になし。

●審議会（高橋会長）

それでは諮問の内容について協議します。皆様方からご意見ををお願いします。

○藤沼委員

私としては諮問のとおりで良いと思う。経済も好転気味とは言うものの、世の中も混沌としているので現行どおりで良いと思う。

○谷藤委員

現行どおりで良いと思うが、燃料価格も上昇しているので、通勤手当や寒冷地手当は検討の余地もあると思う。

◇事務局（八重樫部長）

燃料価格についてはご指摘のとおりであります。一般職の手当についても改正の予定はありませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○佐々木委員

7月から給料を減額したことにより、実質的に前年度に比べて賞与の額は減少している。その際の考え方は、今回賞与を据え置くことにより同様に反映されるものと思ひるので、諮問の内容で良いと思ひます。

○平賀委員

このとおりで良いです。

○大沼委員

賛成です。

○宮澤委員（代理 三國）

市内の消費は横ばいの状況であり、現行どおりで良いと思います。

●審議会（高橋会長）

委員皆様の意見を集約しますと、「議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当」と「市長、副市長及び教育長の諸手当」については、現行どおりということで全会一致でよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。（全体承認）

●審議会（高橋会長）

それでは、只今確認した内容で事務局にて意見書を作成します。

7 答申（意見書提出）

●審議会（高橋会長）

（会の再開を宣言後）意見書を読み上げ八重樫部長に意見書を提出

8 閉会